

## 旧学校等施設について

### 1. 旧学校等施設に関連する方針等について

#### (1) 廃校跡地に関する基本方針（H25. 1. 9 政策戦略会議決定）

1. 交流センター施設整備計画の判断基準に基づき、地域との協議の結果、交流センターへ移行すべきと判断されたものは、交流センターを移転し、交流センターにする。
2. 交流センターにしないものは、他の用途に活用すべきか検討する。
3. 特別の事由がない限り、閉校後 3 年以内に廃校跡地の取扱方針を決定し、活用の目途がたたない場合は、実施計画・中期財政計画の普通建設事業の枠の範囲内で計画的に取り壊す。

#### (2) 雲南市旧学校等施設条例（H25. 12. 26 条例第 72 号）

(趣旨)	
第 1 条 この条例は、学校及び幼稚園としての用途を廃止した施設(以下「旧学校等施設」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。	
(設置)	
第 2 条 本市における生涯学習、社会体育の普及及び地域住民の交流促進等を図るため、旧学校等施設を設置する。	
(名称及び位置)	
第 3 条 旧学校等施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置
旧阿用幼稚園	雲南市大東町東阿用 102 番地 7
旧久野小学校	雲南市大東町上久野 44 番地 1
旧塩田小学校	雲南市大東町塩田 96 番地 1
旧西日登幼稚園	雲南市木次町西日登 985 番地
旧温泉幼稚園	雲南市木次町平田 516 番地 10
旧温泉小学校	雲南市木次町平田 506 番地
旧飯石小学校	雲南市三刀屋町多久和 528 番地
旧鍋山幼稚園	雲南市三刀屋町乙加宮 1228 番地 1
旧中野小学校	雲南市三刀屋町中野 375 番地 2
(使用の許可)	
第 4 条 旧学校等施設を使用しようとする者は、雲南市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に申請して、その許可を受けなければならない。	

H24. 3. 31 【1 次】

H26. 3. 31 【1 次】(用途廃止後、解体予定)

H23. 3. 31 【1 次】

R 4. 3. 31 【2 次】

H26. 3. 31 【1 次】

H26. 3. 31 【1 次】(教育支援 C へ用途変更)

H28. 3. 31 【1 次】

R 4. 3. 31 【2 次】

H25. 3. 31 【1 次】

### 2. 今後、施設のあり方を検証する上での意見等

#### 【第 2 次実施方針】

旧学校等施設は、「廃校跡地に関する雲南市の基本方針」に基づき地域自主組織等と活用について幅広く検討を行なっているが、相当な期間を要している実態がある。活用の目途が立たない場合は、民間活力の活用(民間譲渡等)の可能性も検討する必要があり、行政財産としての「雲南市旧学校等施設条例」のあり方についても検証する。

#### (1) 検証する上での視点

- ①地域との活用についての検討期間（3 年以内で結論が出ず長期化、施設の老朽化）
- ②旧〇小学校と言っても、「校舎」・「体育館」・「校庭」と区分される。
- ③行政財産（条例に残すべきもの）と普通財産（民間譲渡等の可能性を検討していくもの）
- ④その他